

第V章 漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル改訂検討

自治体及び漁業者へのヒアリングやアンケート調査による意見聴取、環境省、水産庁、検討会有識者による検討を経て、まだ海洋ごみ回収活動を行っていない地域の自治体や漁業者等の関係者が利用できる参考資料として、令和5年8月にマニュアル、パンフレットが環境省より公表された。

マニュアルは利用されてこそ意義があるツールであるが、状況の変化により適宜、改訂する必要がある。本年度業務では、現場の回収状況の把握、事業を実施する上での課題や疑問の収集により、現場の意見に基づいた事例を整理し、検討会の意見聴取も含め、事例の追加などマニュアルのブラッシュアップについて検討した。

V.1 文献・事例の収集・整理

収集した文献・事例のうち、海底ごみに関連した取組等、海洋ごみ回収マニュアルの改訂に情報を整理した。海洋ごみのうち、海底ごみについては漂流・漂着ごみに比べて目につき難く、また回収方法も漁業者の操業に依存することが多い。このため、文献や事例も相対的に少ないのが現状である。

➤環境省のプラスチック・スマート(<https://plastics-smart-env.jp/>)がある。

海洋ごみの回収事業・活動報告を登録・申請することで、誰でも全国の取組事例や優良事例の取材記事の閲覧が可能となる。環境省 HP のプラスチックスマートの活用は事例収集と事例の閲覧に有効であると考える。

→現時点では、カテゴリで「海でのゴミ拾い活動」、主体者で「国・自治体」を選択し、事例を抽出すると、多くは漂流ごみに関連したビーチクリーン活動の事例が多く、海底ごみに関連した事例はほとんどない。自治体の関わる事例としては、香川県方式のみ、その他の団体はNPOや潜水土士等による海底ごみ回収が数例掲載されている。

The screenshot displays the 'ACTION' website interface for searching and viewing marine litter collection activities. The top section features a search bar and filters. Below, two example cards are shown. The first card, titled '香川県方式の海底堆積ごみ回収・システム' (Miyazaki Prefecture-style seabed sediment waste collection system), includes a photo of a person collecting waste and a detailed description of the system. The second card, titled '海と人をつなぐ、海底ごみの「見える化」' (Connecting the sea and people, making seabed waste visible), includes a photo of a person collecting waste and a detailed description of the system.

出典：環境省プラスチックスマート HP(<https://plastics-smart-env.jp/>)

図 V-1 活用事例の登録・閲覧

V.2 海洋ごみ回収事業の実施状況調査で得られた課題

過年度業務で把握した海洋ごみ回収事業を行っている漁業者や自治体に対し、海底ごみの回収手法・実施状況をヒアリングした。海洋ごみ回収マニュアルに関連した課題等について抜粋し、以下にヒアリング結果からマニュアル等に係る課題をまとめた。

➤1. 【今治市】

- ・環境省の海岸漂着物地域対策推進事業を活用している。補助率があまり変わらないため、引き続いて事業を使っている。
- ・事業計画書等そのまま使え、現在も支障がないのでそのまま発注している。
- ・3 年程前から海洋ごみ回収海岸漂着物事業は、二つの課をまたいで関係している（水産課は、漁業者との海底ごみ。海岸管理課・港湾管理課（港湾漁港課）では、漂着物等の回収を行っている）。市として一括申請をする必要が生じ、敢えて分けるというのは事務の簡略化の観点から実現的ではないが、市としては現況が都合良い。

➤2. 【八戸市】

- ・海底ごみ回収事業は、回収されるごみの量が少なく、費用対効果が少ないという問題があり、補助採択されなかったため、過去 2 回行ったが現在は行っていない（予算要求なし）。
- ・パンフレット等については、漁業者で読む方は少なく、口頭での説明を求められてしまうため、漁業者への配布は行っていない。

➤3. 【宮古市】

- ・宮古市の環境課を通じて、岩手県から資料を受領。その際、環境課より大船渡市が先行しているとの話を受け、大船渡市から情報・資料を入手し、参考にしながら事業を開始した。ごみ回
- ・海洋ごみ回収事業の流れがうまく進んでいる（市内全 3 漁協の各 2 箇所海洋ごみ回収ボックスを設置に）現状もあり、パンフレット等はあまり使っていない。
- ・宮古市に隣接する山田町へ、海洋ごみ回収事業の関連資料の提供を行い、山田町は令和 5 年度から海ごみ回収事業を実施している。

➤4. 【多度津高見漁業協同組合】

- ・海洋ごみ回収の費用は、経済産業省の ALPS 補助金を活用している。

➤5. 【斜里第一漁業協同組合】

- ・斜里町は斜里町でごみ回収の関連事業を実施している。
- ・海洋ごみ回収事業は、公益財団法人北海道漁村振興協会からごみ拾いの費用の補助を受けている。
- ・15 年程前に流木が大量に漂着した際は、海と渚環境美化・油濁対策機構から助成を受けた。水産庁等の国の補助は、現在活用していない。

- ・漁業者意識としては、海洋ごみがあると漁業等に影響があるので困る、海を綺麗にしようというスタンスであり、自分たちで負担する意識がある。助成金ありきのごみ回収ではない。

- ・海洋ごみ回収の費用は、経済産業省の ALPS 補助金を活用している。

- ・環境省事業の補助金の存在を知らなかった。もっと補助金が分かりやすいように情報が欲しい。

➤6. 【長崎県漁業協同組合連合会】

- ・マニュアル・リーフレットは見えていない。

- ・基本的に国の事業では漁業者から喜ばれている。

- ・なかなか情報が流れてこない。

- ・長崎県漁連で実施しているごみ回収事業は以下の3つ

一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団事業での海底清掃

有明海側の漁協に限り、県予算で水産多面的事業として海面清掃のごみ回収事業

経産省事業で ALPS 基金事業。その中の 500 億基金で、浜の清掃活動の日当事業。

➤7. 【島根県】

- ・進め方としては、まず県が事業内容を JF の支所長に説明する際に、マニュアル、リーフレットを活用している。

- ・漁業者、市町村、県など、誰がどこまで何を対応するのか、役割分担が分かる資料があると話が早い。的に国の事業では漁業者から喜ばれている。

➤8. 【五色町漁業協同組合】

- ・洲本市と NPO の協力による環境教育資料の冊子「未来の海を守ろう！ 海ごみ減らすブック」に環境省の補助金活用による海洋ごみ回収事業が紹介された。



図 V-2 環境教育資料への活用

V.3 海洋ごみ回収事業の研修会における課題の整理

漁業者や自治体が海洋ごみ回収事業を活用する場合に支障となる事柄のうち、マニュアル改訂に関連した事項を、研修会応募時や研修会の質疑の中でから抜粋し、整理した。

➤1. 先行事例について、公表されている情報が少なく、又は古く、実際に他の自治体がどのように取り組んでいるのかが分かり難い。実際に事業を始める際に参考となる事例が少ないという問題がある。

→現在、ごみ回収事業を実施している自治体では、県の環境部局から既に補助金活用を行っている自治体を紹介され、から資料の提供を受け、事業を開始したといった事例もあり、事業を進めるうえで他がどのように行っているかを示すことは重要である。

➤2. マニュアルやパンフレット等に海洋ごみについての記述があるが、どのようなごみが補助対象となるのかイメージがし難い。

→マニュアル等には、漁業者が操業時や海底清掃時等にボランティアで回収して港に持ち帰った海洋ごみとし、例としてスーパー袋や食品トレイなどの梱包資材、漁網、ロープ等のプラスチック類、金属類、ゴム類、木材類としており、対象外のものとして漁業者が自ら排出したごみ、船上の飲食生活雑貨ごみ等や、自然災害時に発生した流木等としている。状況等も異なるため、すべてを網羅することは難しいが、明記されていないもので疑問が生じている。

V.4 検討会における意見の反映

第VI章に示す、「令和6年度海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する検討会」で得られた指摘事項及び指摘に対する対応方針を表 V-1 に示す。

海洋ごみ回収マニュアルの改訂について、以下の指摘があった。

➤マニュアルとパンフレットの改訂を行う必要がある。

→パンフレット等は、事業説明の機会づくりとして機能している。また、実施しなくなった事例も生じるので、できるだけ最新の事例を記載することが必要である。

➤補助金活用の現場から登録しやすい仕組みがあれば、事例集の蓄積に繋がる。

現場の人が簡単に提出できる仕組みがあれば、事例が集まる可能性がある。

→簡易な形で提出できるものがあれば、補助金活用の障害にはならない。

➤海洋ごみ回収を推進するためには、本事業以外の補助金方法等を列挙し、比較できる資料があるとよい。

→状況が異なる場合の事例があると参考にしやすい。

表 V-1 検討会（第二回）における指摘事項及び対応方針

指摘事項	対応方針
・マニュアルやパンフレットを時間かけて作成したが、課題が2点ある。「マニュアルとパンフレットの配布がうまくいっていないこと」と「マニュアルとパンフレットの改訂を行う必要があるのではないか」ということ。	・まず初めに環境省のパンフレットやリーフレットを漁協に説明し、興味を持つ漁協があれば、別途、より分かりやすい資料を持参して説明し、補助金活用を始めた事例もある。パンフレット等は、事業説明の機会づくりとして機能している場合もある。
	・実施しなくなった事例も出てくるので、事例の最新化も必要である。
・補助金を活用している現場から登録しやすい仕組みができれば、それが事例集の蓄積になるのではないかと。現場の人がチェックをつけるだけで簡単に提出できる仕組みを作ってもらえれば、事例が集まるかもしれない。	・補助金交付なので業務報告書は出てこないが、簡易な形で提出できるものであれば、補助金活用の障害にもならないと思う。
・国の補助金に比べ、県や市の補助金のほうが簡単に使えると聞いたことがあり、それらを使っているかもしれない。海洋ごみの回収自体は行っているの、その他の補助金を活用した回収も考慮し、比較する必要があるのかもしれない。	・海洋ごみの回収事業自体は続けていても、定額補助事業を使わず、他の事業に変えて行っているかもしれない。また、年度によって都道府県の優先順位が変化しており、補助対象の市町村を変えている可能性もある。

V.5 マニュアルの更新

第Ⅱ章～第Ⅳ章の検討結果及びV.4章に示した検討会の指摘事項を基に、令和5年度に公表された「マニュアル」を更新する場合のポイントを整理した。

表 V-2 マニュアルの更新する場合のポイント

改訂の目的	対応方針
・マニュアル、パンフレット等の作成目的を考えると、適宜内容を見直し、改訂を行う必要がある。	・パンフレット等は、海洋ごみ回収事業の説明の機会づくりとして機能している場合もあり、より分かりやすい資料があれば、漁業者等に対し、より活用できる。
	・パンフレット等の掲載事例には、実施しなくなった事例も生じるので、最新化が必要。
・補助金を活用する、参考とするための仕組みや取組事例の情報が必要である。	・情報が多現場でできる簡易な登録ツール、システム。
・海洋ごみ回収に活用できる補助金についての紹介、事例と比較。	・海洋ごみの回収事業を継続するために、選択可能な補助金事業の紹介。

